

■ 派遣先での業務内容・やりがい

主に収用委員会の業務を担当しています。収用委員会では、土地収用法に基づいて、公共事業を施行する国、県、市町村などの起業者と土地所有者双方からの意見や申立を整理しながら審理を行い、収用する土地の区域や損失の補償が適切かどうかについて裁決します。その事務手続の補助・審査を行うのが収用委員会事務局です。

事務局では、各案件が担当に割り当てられ、起業者の申請相談から裁決に至るまで全ての手続を行います。月に2回から3回開催される収用委員会では、委員に対し案件の説明を行うため、委員会の開催前までに事務局レクを行い委員会に備えます。事務局レクと委員会を繰り返し、事案の検討を重ねた後、最終的に裁決がなされます。

その後、収用対象地において復旧工事が始まった旨の知らせを聞くと、安堵すると同時に大きな達成感を感じます。

■ 被災地派遣で学んだこと・感じたこと

収用委員会事務局は土地収用法を中心に土地に関する専門的な事務を行っています。難しい事柄でも法律に当たると道筋が見えてきますが、条文をどのように実務に落とし込むかの整理が必要になります。この点については、案件をこなすプロパー職員の方々からフィードバックを受けることで、条文適用のスキルを身につけることができました。

被災地では、年月の経過とともに任意による用地取得が困難を極め、難航案件が多く残っているのが現状です。

さらに、復興計画の上では、令和2年度末までを震災からの一区切りと位置づけていることから、事業を完成させるために、早急に土地を取得する必要があります。しかし収用委員会には、土地所有者の財産権に配慮しつつ、法律に基づく手続を適正に行うことが求められます。

こうした中、普段の業務においては時間を有効活用することを意識しています。例えば、起業者からの裁決申請に係る相談については、事前に質問事項や配布資料をデータでもらい、当日には全て回答できるように準備した上で、打ち合わせに臨んでいました。さらに、申請から裁決までのスケジュールを把握し、班全体で情報を共有することに努めました。

■ 被災地での日常生活について

住居は県庁から30分程の職員寮に住んでいます。近くにはスーパーがあり、最寄りの駅まで徒歩5分程で着きます。また、朝晩の通勤ラッシュも都内のように混んでいることはなく、仙台市内は、JRのほか地下鉄も通っているため、移動に不便は感じません。

食事の面では海鮮類が絶品で、値段が安い上にボリューム満点と東北ならではの楽しみを満喫しています。

■ 被災地派遣を振り返って

当初は、他の地方自治体で仕事をするとは思いませんでしたが、宮城県職員の方々をはじめ、

多くの人と出会い、忘れられない時間を過ごすことができました。

収用手続きに関する知識を学んだことはもちろん、派遣期間中に築き上げた人脈と経験はかけがえのない財産になりました。

震災からまもなく 10 年が経ちますが、街の中心部は当時の被災した影は全くと言っていいほどありません。一方で沿岸部へ足を伸ばすと、まだまだ津波の爪痕が残っています。

宮城県が復興を成し遂げ、震災に強い街並みができあがることを楽しみに、これからも被災地を応援し続けます。



現地調査の様子



出張時の昼食